

2016 年度予算等要望書を根室市へ提出

2015 年 12 月 30 日、日本共産党根室市委員会(鈴木一彦委員長)と根室市議団(神志志団長)は、根室市と市教育委員会に対し「2016 年度予算編成等に関する要望書」を提出しました。

要望事項は、領土問題、漁業・水産・農業など産業問題、中小企業支援・生活関連の公共事業の確保、くらし福祉教育、防災・減災対策など、市政の課題や地域に関わる国政課題の七つの分野で合計 145 項目になります。



今年 1 月からロシア水域で流し網漁が禁止されることに対し、国の補正予算で 100 億円以上の対策費が示されましたが、禁止されたサケマス流し網に代わる代替の漁法について未だ示されておらず、漁業をはじめとする産業構造の立て直しには引き続き、中長期の視点で国や北海道の支援充実を求めながら、地元としての対策を進めていく必要があります。

さらに昨年は高潮・豪雨災害に見舞われ、新たな防災・減災対策が求められています。

さらに地方創生など人口減対策もふくめて、次々と新しい行政需要が生じる一方で、国の地

方交付税はますます削減路線が進められようとしており、市財政は一層厳しくなることが予想されます。これら政府の問題に対し地方からしっかりと声をあげながら、市民要望を積極的に取り入れ、くらし福祉をまもる根室市の来年度予算編成と行政運営を求めました。

.....

以下、要望内容の一部を紹介します。

領土問題について

- 政府に対して、在ロシア日本大使館がロシア国内での人脈形成を積極的に推進することもふくめ「外交の戦略的再構築」を強く要請すること。
- 地域としてロシアとの関係を多元的にすすめていくために、状況に応じて市長自らのロシア訪問等も検討するなど、根室市が積極的に地域間交流をすすめること。

漁業など産業問題について

- サケマス流し網漁禁止問題にともなう科学的知見にもとづいた漁業振興政策の再構築および施策の展開。
- 市としてふ化放流事業にも長期的な視点で取り組んでいくこと。

行財政運営について

- 憲法に規定される地方自治の本旨を実現するために、まちづくりの基本方針を定め、市民参加と協働を広げる自治基本条例の制定にむけた検討を行うこと。

市民のいのち・健康などについて

- 地域医療をまもるために、不足する医師、看護師、薬剤師など医療従事者の確保に努め、必要な診療体制を確立すること。
- 市立根室病院で分娩が再開できる産婦人科医、助産師の体制整備を進めること。

防災・減災対策について

- 予想されている津波・高潮被害等で浸水地域が出ることを想定したハザードマップの作成に合わせて、救命ボートの必要隻数等についても、再検討を行うこと。

自然保護について

- ユルリ島における「野生馬」と自然環境の関係について、関係者等による「協議会」を設置し、自然保護のあり方について一定の方向性を示すこと。

個人の幸せを 何より大切にする国に

日本共産党 道国政相談室長
森 つねと

新しい年を迎えました。正月は久しぶりに実家に戻り団らんすることができました。今年の正月との一番の違いは、何ととっても家族の中に息子がいることです。私の父と母との抱っここの争奪戦にあり、少々戸惑い気味の息子を見て微笑ましく思いました。

さらに嬉しかったのは、息子が笑う顔を初めて見られたこと。おむつを替えるたびに「あ～あ～」と言って、にっこり笑うんです。その姿にみんなが幸せな気持ちになりました。

「ほっかい新報」の新年合併号では、「明日の自由を守る若手弁護士会(あすわか)」のメンバーで「猫耳弁護士」として馴染みがある川上麻里江さんと対談しています。問題意識を共有したのは自民党の改憲草案。とりわけ憲法 13 条の改悪でした。

人は誰もが生きる価値を持つと同時に、誰とも替えることができない唯一無二の存在です。だからこそ憲法 13 条で、すべて国民は「個人として尊重される」と規定している。それを改憲草案では、「人として尊重される」と、「個人」を「人」一般に置き換えてしまっています。

「戦争できる国」にするために、立憲主義を破壊し、国民の上に国家を置く安倍政権。戦争をさせないことと、個人の尊厳を守るたたくは表裏一体です。

日常の暮らしの中にこそ、守るべき平和があります。子どもたち一人ひとりの成長をみんなで喜びあえる国にしたいと、心から思った今年のお正月です。



地域医療を守り育てる条例

根室市では、現在「地域医療を守り育てる条例」の策定作業がすすめられています。

市のホームページや市役所の窓口などで「素案」が公開され、1 月 26 日まで市民等の意見を募集しています。興味のある方はぜひご覧いただきたいと思います。

今年 4 月の条例制定にむけた作業が進められています。根室市議会の文教厚生常任委員会(鈴木一彦委員長)は、市にとって大事な条例と位置づけ、議会提案される前から十分な議論・検討を進めていきたいとしています。

条例制定を多くの市民が地域の医療問題について考え・行動する「きっかけ」に

この条例は市の解説によると「将来にわたり地域医療体制を安定的に確保していくためには、地域医療に関わる全ての関係者が、地域医療が抱える諸課題を正しく認識し、それぞれの立場で課題解決に協働して取り組むことが必要です。このため、市民、医療機関及び市が一体となって地域医療を守り育てていくための指針」とされています。その指針を実現するためには、市民や関係機関などが条例策定の過程でどれだけ十分な議論が出来たのか、そして条例の制定後にどれだけ広く市民・関係機関などに浸透させていくことが出来るのか、という点が今後の大きな課題になると思います。

現在、北海道は国の法制度にもとづき「地域医療構想」を策定している最中です。これは医療給付費削減を目的に、地域ごとに「過剰」と判断した病院のベッドを削減する構想です。地域の実態と合わない削減計画とならないようしっかりと「監視」していく必要があります。

その一方で我われ地域住民としては、この地域に必要な医療とは一体どういったものか、またそのための医療体制を築いていくには(維持していくためには)各自がどのような取り組みをしていかなければならないのか、という点を明確にしていかなければならないと思います。

今回の条例制定をその「きっかけ」として、大いに活用していくことが必要と思います。